

2013年8月9日

原子力規制庁  
安全規制管理官  
(試験研究炉・再処理・加工・使用担当)付 御中

一般社団法人 日本電機工業会  
専務理事 海老塚 清

## 核燃料施設等に係る新規制基準骨子案に対する意見

この度原子力規制委員会より提示された「核燃料施設等に係る新規制基準骨子案」は、核燃料施設等の安全性を高めるために非常に重要な意義を持っております。核燃料施設等の高い安全性が確保され、有効に維持されるために、当該基準骨子案は最新の科学的根拠に基づくものであることはもとより、技術の進歩及び産業界の不断の改善を柔軟に反映できるものとするのが重要と考えます。

### 1. 使用済燃料再処理施設の新規制基準骨子案(設計基準及び重大事故対策)への意見

#### (1) 安全目標や基本理念の明確化

##### **【要旨】**

新規制基準は、再処理施設のプラント特性を考慮した上で安全目標や安全規制の基本理念を明示して頂きたい。

##### **【意見/理由】**

使用済燃料再処理施設の新規制基準は、軽水炉の基準を踏まえつつ、軽水炉とは異なる再処理施設のプラント特性を考慮した上で、目指すべき安全目標や安全規制の基本理念を明確にすることが重要と考えます。

#### (2) 基準の性能規定化

##### **【要旨】**

新規制基準は、今後、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、性能規定として頂きたい。

##### **【意見/理由】**

新規制基準は、今後更なる安全性向上を目指す為に、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、仕様規定とするよりは性能規定にすべきと考えます。また、仕様規定にする場合には、その根拠を明確に記述することを要望致します。

#### (3) 条文の明確化

##### **【要旨】**

条文の具体的記載は、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にして頂きたい。

##### **【意見/理由】**

条文の具体的な記載は、誤解しやすい表現や、理解が難しい表現を避け、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。例えば、以下の例が挙げられます。

例1) 設計基準 1. 総則 (2)用語の定義① 4頁18行目

・「安全機能を有する施設」のより具体的定義。

例2) 重大事故対策 4. 重大事故対策の有効性の評価 【要求事項の詳細】A (c) 32頁

3行目以降

- ・重大事故対策有効性評価の判断基準をセシウム137換算で100テラベクレルとした理由。
- ・セシウム137換算100テラベクレルと「環境への影響が大きい」の判断基準である5mSvとの関係性の補足。

#### (4) ガイドライン等の適切な引用

##### 【要旨】

要求の趣旨や内容をより明確化する為に、適切な箇所に適切な内容のガイドライン等を引用して頂きたい。

##### 【意見/理由】

要求の趣旨や内容をより明確化する為に、適切な箇所に適切な内容のガイドライン等を引用すべきと考えます。また、軽水炉の各種影響評価ガイド類を参考に、再処理施設のプラント特性を考慮して必要要件を明記すべきと考えます。例えば、以下の例が挙げられます。

例1) 設計基準 2. 再処理施設に共通する技術要件 (5) 化学薬品の内部漏えいに対する考慮【要求事項の詳細】B 15頁13行目

- ・硝酸等の化学薬品の漏えい時に発生する2次生成物への対応要求事項。

例2) 設計基準 2. 再処理施設に共通する技術要件 (6) 火災・爆発に対する考慮 B上記以外(建物内外における一般火災等) 17頁3行目

- ・規制の充実化の為に定められた民間規格である平成24年4月の独立行政法人原子力安全基盤機構による「核燃料施設火災防護ガイドライン」の取扱い。

例3) 重大事故対策 2. 重大事故対策における要求事項(主な設備等について) (3) セル内に設置された放射性物質を内蔵する系統及び機器に係る事故の対策 ①冷却機能の喪失による蒸発乾固対策【要求事項の詳細】(b)、(c)、(d) 12頁21～30行目

- ・各手段がそれぞれ必要となる状況に関する検討チームにおける説明内容の補足。

#### (5) 基準適用の時間軸の設定

##### 【要旨】

新規制基準(重大事故対策)の適用に当たっては、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定して頂きたい。

##### 【意見/理由】

使用済燃料再処理施設の新規制基準(重大事故対策)の適用に当たっては、個々の対策により低減されるリスクを考慮し、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定し、安全性向上対策が中長期的にかつ計画的に実施されることが重要と考えます。

## 2. 核燃料加工施設の新規制基準骨子案(設計基準及び重大事故対策)への意見

### (1) 安全目標や基本理念の明確化

##### 【要旨】

新規制基準は、核燃料加工施設のプラント特性を考慮した上で安全目標や安全規制の基本理念を明示されたい。

##### 【意見/理由】

核燃料加工施設の新規制基準は、軽水炉の基準を踏まえつつ、軽水炉とは異なるウラン加工施設及びMOX加工施設それぞれのプラント特性を考慮した上で、目指すべき安全目標や安全規制の基本理念を明確にすることが重要と考えます。

## (2) 基準の性能規定化

### 【要旨】

新規制基準は、今後、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、性能規定として頂きたい。

### 【意見/理由】

新規制基準は、今後更なる安全性向上を目指す為に、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、仕様規定とするよりは性能規定にすべきと考えます。また、仕様規定にする場合には、その理由を明確に記述することを要望致します。

## (3) 条文の明確化

### 【要旨】

条文の具体的記載は、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にして頂きたい。

### 【意見/理由】

条文の具体的な記載は、誤解しやすい表現や、理解が難しい表現を避け、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。また、ウラン加工施設とMOX加工施設の相違点を明確に記載すべきと考えます。

## (4) ガイドライン等の適切な引用

### 【要旨】

要求の趣旨や内容をより明確化する為に、適切な箇所に適切な内容のガイドライン等を引用して頂きたい。

### 【意見/理由】

要求の趣旨や内容をより明確化する為に、適切な箇所に適切な内容のガイドライン等を引用すべきと考えます。また、軽水炉の各種影響評価ガイド類を参考に、核燃料加工施設のプラント特性を考慮して必要要件を明記すべきと考えます。

## (5) 基準適用の時間軸の設定

### 【要旨】

新規制基準(重大事故対策)の適用に当たっては、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定して頂きたい。

### 【意見/理由】

核燃料加工施設の新規制基準(重大事故対策)の適用に当たっては、個々の対策により低減されるリスクを考慮し、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定し、安全性向上対策が中長期的にかつ計画的に実施されることが重要と考えます。

## 3. 試験研究用原子炉施設の新規制基準骨子案への意見

### (1) 炉型毎の特徴を考慮した基準

#### 【要旨】

試験研究用原子炉施設は炉型が多種多様であることから、炉型毎の特徴を踏まえた基準として頂きたい。

#### 【意見/理由】

試験研究用原子炉施設は、炉型が多種多様であることから、炉型毎に異常時の状況も様々です。また、発電炉と比較しても低出力です。従い、新規制基準は、これらの炉型の特徴を踏まえた内容であることが必要と考えます。なお、規制条文の作成にあたっては、炉型毎に条文構成を分けるなど配慮いただければ、多種多様の炉型に対する解釈の誤解を

防げると考えます。

## (2) 基準の性能規定化

### 【要旨】

新規制基準は、今後、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、性能規定として頂きたい。

### 【意見/理由】

新規制基準は、今後更なる安全性向上を目指す為に、その時々最新の技術を適時適切に取り入れられるよう、仕様規定とするよりは性能規定にすべきと考えます。また、仕様規定にする場合には、その理由を明確に記述することを要望致します。

## (3) 基準適用の時間軸の設定

### 【要旨】

新規制基準の適用に当たっては、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定して頂きたい。

### 【意見/理由】

試験研究用原子炉施設の新規制基準の適用に当たっては、個々の対策により低減されるリスクを考慮し、安全確保を大前提に基準適用の時間軸を設定し、安全性向上対策が中長期的にかつ計画的に実施されることが重要と考えます。

## 4. 核燃料物質の使用施設の新規制基準の考え方(案)への意見

### (1) 安全目標や基本理念の明確化

#### 【要旨】

新規制基準は、核燃料物質使用施設の特性を考慮した上で、安全目標や安全規制の基本理念を明示されたい。

#### 【意見/理由】

新規制基準は、核燃料物質使用施設の特性(取り扱う核燃料物質が少ないこと等)を考慮した上で、目指すべき安全目標や安全規制の基本理念を明確にすることが重要と考えます。

### (2) 骨子案の提示

#### 【要旨】

核燃料物質使用施設についても、規則案取り纏め前に骨子案の形で、より具体的に明示して頂きたい。

#### 【意見/理由】

核燃料物質の使用施設の新規制基準は考え方が示されているだけであるため、規則案として取り纏める前に、他の核燃料施設と同様に骨子案の形で、より具体的に明示すべきと考えます。

なお、規則案として取り纏める際には、条文の具体的な記載は、誤解しやすい表現や、理解が難しい表現を避け、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。

日本電機工業会としては、今後の規則類の策定に当たって、以上の点を考慮・反映頂くことを希望します。また、新規制基準施行後は、審査が遅滞なく進められることを期待します。

以上